

伊方原発3号機 差し止めを棄却

大分地裁 安全性「不合理ない」

四国電力伊方原発3号機（愛媛県）の運転差し止めを大分県民569人が求めた訴訟で、大分地裁は7日、訴えを棄却する判決を言い渡した。武



「不当判決」などと書かれた紙を掲げる原告ら（大分市）

智辯子裁判長は、主な争点だった地震と火山噴火に対する安全性について、対策は十分とする四電の主張をほぼ全面的に認め、「不合理な点はない」と判断した。原告は控訴する方針。

伊方3号機は、豊後水道を挟んで大分県の対岸にある。原告側は、四電が地震を想定する中央構造線断層帯より原発に近い位置に、別の活断層が存在する可能性を指摘。地下構造を詳しく探れる「三次元探査」で把握す

るべきだ、などと主張していた。判決は、四電がボーリング調査や海底下への音波探査などを適切に組み合わせて地下構造を把握しており、三次元探査を行わなくても不合理ではないと判断した。火山についても、四電が想定した噴火規模や火山灰の降下量は合理的と認定。3号機が安全性に欠けるとは認められない、と結論づけた。

3号機をめぐるのは、住民が集団で運転差し止めを求めた同種の訴訟が松山、広島両地裁と山口地裁岩国支部でも係争中。2017年12月と20年1月に広島高裁が地震や火山への備えが不十分として運転を差し止める仮処分決定を出し、いずれも後に取り消している。判決を受け、弁護団は声明で「四電の主張をうのみにした。断じて容認できない」となどと批判。四電は「当社の主張が認められたもので、妥当な判決」とのコメントを出した。

1月の能登半島地震は昨年6月の結核後に発生した。弁護団共同代表の徳田靖之弁護士は、会見で「今回の地震であのような被害が起きるとはだれも予測できなかった。隆起が原発のある場所では起きたらと考えると背筋が寒くなる」と、控訴審では地震予測の難しさの主張を補強し、事故時の避難のあり方を争点に加える考えを示した。

（倉岡太、安田朝起）